

## 1 歳入

### ○補助金

国土交通省が実施する地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統補助）について、補助金の交付申請額について増額するもの

- ※1 地域間幹線系統補助については、バス事業者に直接補助金が交付されるため、本協議会予算に計上せず、バス事業者に支払う運行補助金（委託料）で精算を行います。
- ※2 補助金は見込み額のため、変更があった場合は別途予算補正を行う可能性があります。

名称	地域間幹線系統補助金	地域内フィーダー系統補助金
概要	鉄道駅を発着地として、地域の拠点間をつなぐ幹線の運行経費を補助する	幹線に接続し、幹線交通を補完する支線の運行経費を補助する
補助率	補助対象経費の2分の1	補助対象経費の2分の1 ただし、市町村ごとに定められた上限額と補助対象経費の2分の1を比較して金額が低い方
補助期間	令和6年10月～令和7年9月	令和6年10月～令和7年9月

## 2 歳出

### ○運営費（人件費）

人事院勧告に基づく給与改定に伴い、協議会事務を担当する会計年度任用職員の給与、手当を増額するもの（財源は、事業費（運行経費）から流用）

### ○事業費（運行経費）

国土交通省が実施する地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統補助）について、補助金の交付申請額について増額するもの

※ 交付申請額は見込み額であり、バス事業者に支払う運行補助金（委託料）で精算するため、運行経費での計上としています。

## 3 別表 債務負担行為

令和8年度予算の支出の原因となる契約等の行為を、令和7年度予算に債務負担行為として定めておくことで、令和8年度の契約等の行為を令和7年度中に行えるようにするもの

### 債務負担行為

単一年度での完結を原則とする協議会予算において、単年度で終了せずに後の年度においても「負担＝支出」をしなければならない債務に関して、あらかじめ後の年度での債務を約束することをその前の年度の予算で決めておくことをいう。

## 4 補正内容

### ○歳入

区分	補正予算額	説明
補助金	19,996,000円	地域内フィーダー系統補助金
合計	19,996,000円	

### ○歳出

区分	補正予算額	説明
人件費	601,000円	会計年度任用職員の給与、手当
事業費	19,996,000円	地域内フィーダー系統補助金
	△601,000円	人件費の増額分（予算流用）
合計	19,996,000円	

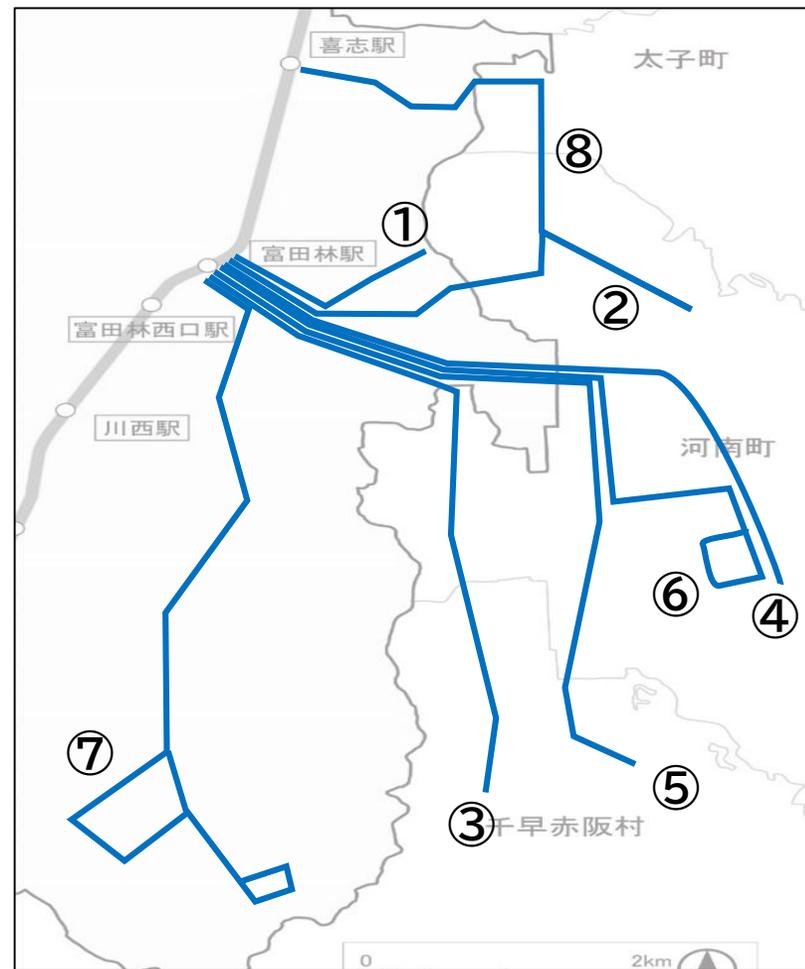
### ○別表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
地域公共交通活性化協議会負担金	令和7年度から令和8年度まで	305,580,000円

## 5 【参考】 交付申請額の内訳（地域内フィーダー系統補助）

路線名	交付申請額
①北大伴線	556,000円
②石川線	4,160,000円
③千早線	3,463,000円
④河内線	3,485,000円
⑤白木線	2,945,500円
⑥さくら坂循環線	1,960,000円
⑦東條線	1,693,000円
⑧阪南線	1,733,500円
合計	19,996,000円

○地域内フィーダー系統補助対象路線図



交付申請額は見込み額のため、変更の可能性があります。